

## 普通教育における職業教育に関する一考察

—1911(M44)年小学校令改正後の高等小学校の実業科を中心に—

森 下 一 期

- |                                |                      |
|--------------------------------|----------------------|
| 1. はじめに                        | a. 手工科               |
| 2. 実業科の加設                      | b. 農業科               |
| 3. 1911(M44)年の小学校令の改正と実業科の実施状況 | <実習地>                |
| (1)実業科実施の状況                    | 4. 1920年代、1930年代の実業科 |
| —『文部省年報』の統計の検討—                | 5. 手工科と工業科           |
| (2)1911年小学校令改正後の実業科の内容         | 6. 普通教育における職業教育      |
|                                | —おわりにかえて—            |

### 1. はじめに

新制中学校の目標は学校教育法では、第一項で「国家及び社会の形成者として必要な教養を養うこと」を掲げ、第三項で社会活動に触れると共に、第二項で「社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。」と、職業に関する教育の必要性を設定している。また、発足時の新制中学校では、職業科に各学年毎週4時間を当て、そのほかに毎週1～4時間の選択履修が可能であった(他の3科目が併置されている)。1951(S26)年の学習指導要領改訂によっても職業・家庭科には各学年105～140時間(毎週時数に直すと3～4時間)が配当され、同様に105～140時間の選択履修が可能であった。現行の中学校学習指導要領が、技術・家庭科に一、二学年で毎週2時間、三学年で3時間、選択履修できるのは三学年で毎週1時間に過ぎないことと比較してみるならば、戦後しばらくは、少なくとも授業時数の上では職業に関する教育が重視されていたことがわかる。このように学校教育法の目標に職業に関する教育が明示され、新制中学校でその教育が実施された経緯や意義を解明することは、普通教育における職業教育のあり方を検討する上で重要な課題である。その課題に取り組む際、一つには、戦前における教育との関連の中で検討することが欠かせないと考える。だが、両者の連続、不連続を検討するには戦前において普通教育の中で行われた職業に関する教育の位置づけや内容が明らかにされなければならない

い。本稿はそのような問題意識をもって、明治後期、大正期を中心に、普通教育における職業に関する教育の実態を捉えることをめざす。

まず、旧制中学校の実業科を見てみよう。1886(M19)年の中学校令では、「中学校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所トス」としていた。この「実業」は農、工、商などのいわゆる生産業に従事することに限定されず、「広く社会の実務」に就くという意味であろうという解説もあるが<sup>1)</sup>、「尋常中学校ノ学科及其程度」では、「農業」が取り入れられていた(第四、五学年に対してであったということ、欠くことができることであったなど、条件がついていたが)。それ以前でも、1881(M14)の「中学校教則大綱」では中学校に農業、工業、商業等の専修科を置くことができるとしていた。実際に設置されたり、課せられたのは多くなかったとしても中学校に職業に関する教育を位置づける考えが規程上には表れていた。その後、「中学校実科規程」が定められ(1894年)たりするが、1889(M32)年の「中学校令」で、「中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」とされ、これに基づく「中学校令施行規則」(1901年)では実業科に関する事項はまったく姿を消した。上級学校への進学コースとしての役割が明確にされたといえる。

しかし、そのような位置づけに対する批判も出され、実業科は、1908(M41)年には加設科目として、1911(M44)年には「中学校令施行規則」の改正では随意科目として取り入れられた。後者については、文部省訓

令第十四号は「中学校ハ予備教育ノ機関ニアラシテ高等普通教育ヲ施スヘキ本来ノ性質ニ鑑ミ中等以上ノ国民タルヘキ者ヲシテ実業ニ関スル知能ヲ修得セシムルト共ニ之ニ対スル趣味ヲ上進シ勤勞ヲ重ンスルノ美習ヲ養成セシムルノ最緊要ナルヲ認メタルニ因ル」と実業科を加えた主旨を述べている。なお、この時も第四、五学年に位置づけられた。その後、教育の実際化をはかる必要性が強く叫ばれる中で、文政審議会の議を経て、1931(S6)年の「中学校令施行規則」の改正によって、第一学年から作業科（第一、二学年毎週2時間、三学年以上1時間）が必修化され、第一種課程では、第四学年から実業科が毎週3～5時間必修とされた（三学年から設置する道もつくられていた）。

以上の素描から明らかなように、旧制中学校では実業科つまり職業に関する教育が問題にはされてはきたが、二義的なものに過ぎなかった。また、新制中学校修学の年齢と対比したとき第一学年から第三学年が主として対応するが、第一学年、二学年では実業科が設けられたことはなく、第三学年でも実業科の設置は例外的であった。ただ、1931(S6)年以降の作業科が年齢的には対応するが、文部省令第二号の施行規則改正の主旨は「新ニ作業科ヲ設ケ園芸、工作、其ノ他ノ作業ヲ課シ勤勞ヲ尚ビ之ヲ愛好スルノ習慣ヲ養ヒ且日常生活上有用ナル知能ヲ興フルコトナセリ」と述べており、勤勞愛好の精神の涵養が主要目的であって、職業への準備という性格は乏しかったと考えられる。

しかし、旧制中学校の前半と同一年齢、つまり新制中学校に学ぶ子どもたちともほぼ同じ年齢の子どもたちが学んでいた高等小学校では、実業科の教育（職業に関する教育）が早くから取り上げられ、1903(M36)年には男子については必修的な取り扱いを受けていた。新制中学校が充足する直前には、国民学校高等科において、男子は実業科が毎週5時間必修として課せられていた。昭和10年前後には、高等小学校に、尋常小学校卒業者の6割が進学したことを考えあわせるならば、普通教育における職業に関する教育を検討して行くためには、戦前の高等小学校における実業科を分析しなければならない。

その高等小学校の実業科は男子においては、先の1903年には毎週3時間、1907(M40)年には2時間、1911(M44)年6時間（ただし、4時間にすることもできた）、1919(T8)年6時間以内、1926(T15)年5時間（別に手工科1時間）、1941(S16)年5時間（別に芸能科図画と工作に2時間）と毎週時数が推移してきた。この授業時数を見るなら、1911年の小学校令の改正による実業科の毎週6時間という設定が、実業科の毎週数時間以上

を定着させる端緒とみることができる。

したがって、本稿においては、高等小学校の実業科を1911(M44)年の小学校令の改正以降に実施されたものを中心にその実施内容と実施状況を検討する（高等小学校には尋常科と併置された尋常高等小学校と単置制の高等小学校が存在した。その呼称が異なるが、ここでは特別断わらない限り両者を含めて高等小学校と呼ぶ）。従来、高等小学校の目的性格を論議する際に、実業科の取り扱いが一つの論点になっており、検討されてきた。だが、そこでは、実践された内容にまでは立ち入っていない<sup>2)</sup>。一方、実業科の中の手工、農業などの個々のものについては内容に関しても検討されているが、上記に掲げた職業に関する教育の問題として整理はされていないといえる<sup>3)</sup>。したがって、本稿においては、実施された実業科の実態をとらえることに意を注ぎ、その上にたって普通教育における職業教育の存在形態をあとづけることをめざす。法令等で「実業」の言葉が使われるのは1926(T15)年の小学校令の改正以降であるが（農業、工業、商業をその内容とした）、一般的に農業、商業、手工、工業、水産を総称して実業、実業科、あるいは実業科目と称しているので、本稿でもそれにしたがう。なお、法令上では「農業」「手工」「工業」「商業」と表記されているが、そのままでは教科目としてとらえにくいので、本稿では、法令文、および明確な場合以外では農業科、手工科、工業科、商業科と書き表す。また、普通教育における職業教育を考える際、量的な問題としては農業が大きな位置を占め、教科の性格としては手工、工業が問題をかかえていたと考えられるので、ここでは農業科、手工科・工業科に焦点を合わせて検討する。

なお、ここでは、普通教育と関連するところで職業教育を検討するので、職業に就きつつ学ぶ場として位置づけられていた実業補習学校は検討の対象からはずす。

## 2. 実業科の加設

1886(明治19)年、加設科目として農業、商業、手工の実業科が高等小学校に設置された。それ以前、小学校教則綱領(1881年)の「小学各等科程度」の中で、「土地ノ情况ニ因リ農業ノ初歩ヲ加フルトキハ農具ノ名称用法、肥料ノ種類効用、禾穀蔬菜果実ノ性質栽培法、養蚕培桑ノ法及家畜魚鳥ノ飼養法等凡農家ニ緊要ノ事項ヲ授クヘシ工業ノ初歩ヲ加フルトキハ器械ノ巧用、汽水風力利用ノ一斑、工家ノ經濟及其地方ニ適切ノ製造物ノ品性等凡工家ニ緊要ノ事項ヲ授クヘシ商業ノ初歩ヲ一以下略」とされていたが、「小学科ノ区

分」では明示されていなかった。第5条の「小学科ノ区分ハ前三条ノ如ク定ムト雖モ土地ノ情况、男女ノ區別等ニ因テハ某学科ヲ増減スルコトヲ得」に該当するものであったろう<sup>4)</sup>。したがって、加設科目として明確に位置づけられたのは、この時点からである。加設科目という不安定な位置づけであることもあり、その後これらの実業科目は小学校令の改正の度にその性格や位置づけが変化していく。

中でも大きな変化は、1903(M36)年の小学校令の改正によって、高等小学校第三、四学年において、男子について実業科の必修化がはかられたことである。実業科は、導入当初は、就学率の向上を目的としたり、低度実業教育の代替的なものとして、また、教育の実際化をはかるものとして関心をもたれたが、明治20年代の後半には加設する学校は少なく、2割を越えなかった(1903年にはじめて23%と2割台になった)。明治20年代後半から、経済の回復はかられ、資本主義生産の基盤を整えていく中で、就学率も向上し、高等小学校への進学者も増加してきた。実業教育制度確立への動きが活発になるとともに、それへの関心が初等教育にも浸透しつつある中で、高等小学校の実業科の必修化がはかられた。規定の上では、

「修業年限三箇年以上ノ高等小学校ニ於テハ男児ノ為ニ手工、農業、商業ノ一科目若ハ数科目ヲ加フ但シ数科目ヲ加フル場合ニ於テハ児童ニハ其ノ一科目ヲ学習セシム」とされ、毎週3時間が配当された(これ以前は、毎週2時間で、男子についてさらに2時間加えることができた)。なお、このとき「女児ノ為ニ手工ヲ加フコトヲ得」もつけ加えられた。

この小学校令の改正は、菊池大麓文相名の次のような主旨で閣議に諮られた。

「児童ヲシテ生業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ慣習ヲ養ハシメ以テ将来ノ生活ニ資スルハ国民教育上極メテ緊要ナルノミナラス又国家経済ニ影響ヲ及ホスコト少シトセス是レ現行令ニ於テ小学校ノ教科目ニ農業商業及手工ヲ加フルヲ得シメタル所以ナリト雖現ニ是等ノ教科目ヲ加設シタルモノ未多キニ至ラサルハ頗ル遺憾トスル所ナリ今ヤ時運ノ発展ハ益小学校教育ノ充実完備ヲ促シ各人生活ニ関スル必須ノ知能ヲ需ムルコト切ナリ故ニ農業商業及手工ヲ小学校ノ必須科目トナシ児童ヲシテ其ノ一科目ヲ学習セシムルノ原則ヲ立テ以テ小学校教育ノ実績ヲ完ウシ国力ノ増進ニ資スルハ最モ機宜ニ適スルノ措置ナリト認ム一後略一

明治36年2月21日

文部大臣理学博士男爵 菊池大麓<sup>5)</sup>

そして3月25日にこれが可決された。ここにおいて

は、「将来ノ生活ニ資スル」ことを「国民教育」上の重要な内容としている。小学校令第一条は「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と小学校の目的を規定していたが、その後段を具体化したものといえる。

実業科を必修とするならば、施設、設備の充実、教員の養成などがはかられなければならない。また、教科書や指導書の整備も課題となる。施設、設備につき国が特別な対策を行うことはなかったが、この時期を前後するところで、教師用の教科書の編纂がなされた。教師用手工教科書は、1901(M34)6月に高等師範学校の上原六四郎と岡山秀吉に編纂が命じられた。当初は、週時数2時間の予定で編まれたようだが<sup>6)</sup>、付録には、高等小学校三、四学年については、週3時間の教授細目例を掲げている。1903年の夏から文部省が夏期手工講習会を開催するが(このときは4年連続する)、この教師用手工教科書の草案を実地に試みたという<sup>7)</sup>。そして、翌年7月に出版されている。手工の児童用教科書は、1892(M25)年に使用しないことが定められていた<sup>8)</sup>ので教師用教科書はぜひとも必要とされたであろう。

農業科の教師用教科書の編纂が、どの時点で命じられたかさだかではないが、やはり1904(M37)年に出版されている。毎週3時間の予定で編まれており、各時の教授内容を示している。児童用教科書は、他教科の教科書が国定化される中で唱歌、商業、英語とともに、検定教科書も存在した。文部省編纂の『小学農業書』は巻一、二が1907(M40)年に出版され、巻三が1912年に出版されている。また、手工科同様、1903年から、文部省の実業学科教員夏期講習会が催され、小学校の訓導も対象とされた。その前年は、実業学校教員夏期講習会であり小学校は対象とされていなかった。なお、府県においても実業学科担当教師の講習会が実施されたようである。鹿児島県では、8月8日から25日にかけて、県立鹿屋農学校で80名の参加のもとに行われている<sup>9)</sup>。

以上のように、必ずしも十分とはいえないが、実業科の必修化をはかるとともに実業科を実施していく条件を整えていく取り組みがすすめられた。その結果と考えられるが、実業科の加設は急速に増加する。手工科の加設も進み、2割を越えるまでに至るが、1907(M40)年の小学校令の改正により、義務教育を6か年としたときの訓令第一号の「此等ノ教科目中手工ハ従来教育上ノ効果顯著ニシテ将来ハ必設ノ科目ト為スノ期至ヘキヲ以テ努メテ其ノ加設ヲ奨励センコトヲ望ム」に

よって促されたものであろう。農業科や商業科あるいは英語との兼習が認められていたことも手工の加設に有利な条件であった。なお、この改正では、実業科は毎週2時間とされた。また、高等科三学年も設けられるようになり、そこでは、実業科が毎週4時間とされたので、『小学農業書』の巻三の編集が始まり、1912年に出版された。

この時期に実施された実業科の特徴を見ておこう。1900(M33)年小学校令施行規則の教則は手工、農業、商業の第一項を次のように定めていた。

「手工ハ簡単ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ勤勞ヲ好ム習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス」

「農業ハ農業ニ関スル普通ノ知識ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス」

「商業ハ商業ニ関スル普通ノ知識ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重ズルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス」

また、先にみたように手工については初期には児童用の検定教科書が存在したが1892(M25)年から使用しないとされていた。それに対し、農業と商業は一貫して児童用の教科書が使用されていた。教則とこの教科書の取扱いを比較してみると、教科書を使用しない手工は「製作スル能」を身につけさせることを、教科書を使用する農業、商業では「普通ノ知識」を得させることを第一に掲げている。この点は、授業の形態としては非常に大きな相違となって現れていた。

手工科においては、文部省編纂の『小学校教師用手工教科書』では、「手工教授の目的は単に物品製作の技能を得しむるに止らず、或は工具の構造使用に関し、或は材料の品類性質につき、或は理科、算術等につき新なる知識を授け、又は既得の知識を鍛錬し」としつつも、「工具の構造使用及び材料の品類性質等を教授するがためには別に講話の時間を設くるを要せず、これ等は実地使用の場合に臨み製作法に付帯して随時教授するを適当とす」<sup>10)</sup>とあるように、知識の教授は、製作等に付随して行うのであり、一定の筋道に沿って、とりたてて時間を設けて教えることは考えられていなかった。もっぱら実習を行うことが主体であったといえるであろう。

他方、農業科においては、かなり様子が異なる。1904(M37)年刊の『小学校教師用農業教科書』は、もっぱら知識の教授を行う発想で編纂されている。実験については、教師の注意すべき事項として、「実験は予め準備をなすべきこと最も肝要にして、……」とあるように、それを行うことが前提とされている。しかし、実習については、明示されておらず、収録した教材が教授時数に対して不足するところは「実地示教等に充

つる時間のあるべきを慮りたるものなり」とは記されているが、この「実地示教等」が必ずしも実習をさしているとはいえない。むしろ、「児童をして既に教授せる事項につき校外に於て練習せしむることは亦教師の努むべき所なり」とあるところを見ると、自分の家などでの取り組みに期待していたとも考えられる。また、「幼年のものは其の身体の發育未だ全からざるにより、之に実習を課する場合には教授せし事項の観念を正確にし興味を得せしむるを目的とし過度の労働作業の如きは之を避けんことを要す」と制限を加えてさえいる<sup>11)</sup>。教授時数が毎週3時間とか2時間という中では、実習に十分な時間を当てることはできなかったであろう。だが、知識の教授が重視されたことは実業科農業が定着していく上で重要な意味をもっていたと考えられる。明治20年代の農業科はもっぱら作物を育て、収穫を上げることに向けられていた<sup>12)</sup>。そのような農業科を学校で行うことには賛否両論があった。家で経験できることをわざわざ学校で行うことはない、という批判も強かった。そのような批判も、明治20年代の後期には加設率も6~7%程度に過ぎないほど低迷していたことの理由の一つであろう。つまり、教える内容が明確にされていなかったといえる。したがって、「農業ニ関スル普通ノ知識」を学ぶということであるならば、学校で学ぶ農業が、自分の家で農作業を手伝うのとは異なる意味を持つことになったと考えられる。

明治30年代後半の高等小学校の農業科は主に「農業ニ関スル普通ノ知識」を教える学科の授業がなされていたようである。実際、1902(M35)年の福岡県朝倉郡金川高等小学校農業科は、毎週1時間の時間配当で、教授細目には知識の教授と実験が入っているが、校外の実地観察に数時間が予定されているに過ぎず実習は位置づけられていなかった<sup>13)</sup>。また、富山県では「本科加設の初期は概して教科書の順序に依り一般農業学理のみを授け室内教授の範囲を脱せず」<sup>14)</sup>という状態であった。1908(M41)年でも茨城県猿島郡森戸村外一村高等小学校の農業科は、毎週2時間で、実習には、第一学年に2時間配当されているだけである<sup>15)</sup>。学校に実習地をおくことも議論の対象となっていた。鹿児島県の農業教員講習会の場で開かれた農業教員協議会の第一の協議題は、「高等小学校に実習地を置くの可否」であり、「経済の許す限り置くを可とす」が大多数の賛成を得るが、「・学校の実習は農民の夫れに及ばず故に之を置けは却て信用を失す、・実物実況は地方農家に栽培しあるものに求むべし」といった反対論が出されていた<sup>16)</sup>。だが、1902(M35)年から実習を行

い始めた学校もあったのも事実である。大分県直入郡久住高等小学校は1906年には毎週学科1時間、実習2時間であった。水田では、1902年から稲作の種類試験、深淺試験、肥料試験、株数試験などを行っている。ここでは、「学校なるものは決して空論のみではない実際に之を応用するものである」といった捉え方が、父兄、児童に生まれたという。なお、同校が1906年3月大日本農会から農事上の教育が成績顕著であるということで表彰されたことを見ると、例外的な学校だったといえるだろう<sup>17)</sup>。

このように学科の教授が中心であった農業科の廃止論がひろまっていたことも注目される。その論拠の一つは、理科で授けることができるというものである。1958年、中学校に技術・家庭科が設けられた頃、理科を油臭くすればその中で行うことができるといった技術科廃止論が出たことが想起され興味深い。このときの反論は、農業は経済の理も授けなければならないので、理科とは異なるというものであった。実習で技能を身につけるというものではなかった<sup>18)</sup>。なお、小学校教育では、特定の職業を教えるべきでないという立場からの農業科加設批判も存在したことが指摘されている<sup>19)</sup>。

なお、実業科の必修化がはかられ、浸透していく中で、農業科における実習が問題とされた。1910(M43)年小松原文相は地方官会議での訓示で、実業科の加設を奨励すると共に、「高等小学校の農業科に於ては、可成実習を加せんことを要す」と実習の必要性を述べている。その中で、「これを課すや否やに就きては従来研究を重ねてきたことを明らかにし、実習を課すことにより、①「学理を實際と相伴はしむる」、②農業に対する趣味を養う、③労働を厭わない気風を養成する、④その地方に於ける農業改良を促す、といったことの利点があることを指摘している<sup>20)</sup>。その後、1910(M43)年12月24日に文部省訓令が出され、農業、商業を「其ノ将来ノ生活ニ緊切ナル素養ヲ与フルニ於テ最モ適当ノ施設ナリトス」と、その重要性を述べると共に、実習地を設置する必要性を強調している。当時は、理科でも利用していた学校園の保有状況が知られているのみである。1907(M40)年頃で、全国小学校23963校中8648校が学校園を有していた。その多くが農業科の実習に活用されたであろうが尋常小学校も含んだ数であることから、正確な実習地の保有状況はわからない<sup>21)</sup>。1910(M43)年1月末現在の調査では、2976校の高等小学校が実習地を所有していた。記事には、農業科を設けている高等小学校の約半数が、実習地を所有しているとあるが、文部省年報によれば、

5915校(1909年度)が農業科を加設していた<sup>22)</sup>。

### 3. 1911(M44)年の小学校令の改正と実業科の実施状況

以上のように、高等小学校第三、四学年の男子に実業科が必修とされてから(但し、府県知事の許可を得て、随意科目とすることができた)、徐々にではあるが、教科書等の整備、教科内容の検討が進められ、教員の研修も行われていった。そのような中で、1911年7月31日小学校令が改正された。実業科に関する部分は、実業科の随意科目の規定がはずされ、手工科の農業科、商業科との兼習が不可能となり、英語が商業の中に含み込まれた。最も大きな変化は、授業時数の増加であったろう。改正の直前には、毎週2時間であったが、毎週6時間とされた(男子。ただし、2時間を減じることができることとされた。女子は2時間)。

この改正の際に、同日付の訓令第13号が出されるが、ここでは「高等小学校ノ目的ハ義務教育ヲ終リタル児童ニ対シ更ニ進ミタル普通教育ヲ施シ国民道徳ヲ涵養スルト共ニ生活ニ必須ナル知識技能ヲ授ケ卒業後各種ノ事業ニ従事スルニ一層適切ナル性格ヲ得シムルニ在リ」と高等小学校の目的をより明確にさせた。この目的が手工、農業、商業を加えた理由であるとし、「高等小学校本来ノ目的ヲ貫徹セント」授業時間も増加させたとしている。

従来、加設し得る科目が農業、商業、手工の順序で記載されたていたものが、1903(M36)年の小学校令の改正時に、手工、農業、商業と入れ換えられた。この訓令第13号では、同じく、手工、農業、商業の順序で記載されている。この順序をもって、科目の重要度をはかる見解があるが、この時点では必ずしもその判断が正しいとはいえない。前出した1910年の訓令第26号でも農業、商業の重要性を強調していたのであり、1911年の小学校令改正を閣議にかけた際の文書は「農業商業等」と記しているのみである<sup>23)</sup>。したがって、1911年の先の訓令第13号は、小学校令の記載に整合させただけであり、実業科の普及のためには、手工科には目が向けられず、農業科、商業科にその教育の展開が期待されていたと考えることができる。

この小学校令の改正については、先行研究は次のように評価している。原正敏は、施設・設備、教師の問題から、6時間という授業時間を有効に生かせなかったこと、また、英語が商業科の一部に入ったことから、「手工科加設の学校数が再び減少するにいたった」と述べるにとどまり、手工科の低迷を指摘はするが、実業科についての踏み込んだ検討は行っていない。なお、

「高等小学校そのものが、中学校と異なり職業準備的な性格を強くすることになり<sup>20)</sup>」と高等小学校の性格付けに言及しているが、この問題については、後に検討する。

永島利明は手工科の問題とあわせて農業科にも目を向けなければならないと指摘し、本稿が課題としている時期についても分析している。しかし、1903(M36)年、高等小学校三、四学年に実業科が必修化されたことについて、教員研修の不足について言及はしていても<sup>25)</sup>、他の面についての評価を行っていない。1911(M44)年の小学校令の改正についても、「必修は名目だけで実質がともなわなかった」とし、施設・設備、教員養成、教科書の整備がなされていないことを指摘するにとどまっている<sup>26)</sup>。

普通教育における職業教育として、特定科目を週に6時間必修扱いで行うことは(4時間に減ずる道はあったが)、1.でふれたように、この時期以前には経験しないものであった。そして、これ以降は、最大6時間

可能とか、毎週5時間、それ以外に実習は時間外に課すこともできるともされ、さらに戦後の新制中学校では毎週4時間に加えて選択履修もできたことを見ると、1911(M44)年の小学校令改正時の取り組みは、その後の実業科の道を敷つめたものともいえる。したがって、この時期の実業科の実践を検討することは、日本の普通教育における実業教育つまり職業教育を評価する上で欠くことのできないものである。たしかに、その直前と比較すると3倍という大幅な時間の増加であり、一見無謀とも見えるものであったが、一つの重要な実験的試みであったと考えることもできる。だが、この時期の実業科について、実践された内容に即して検討することがなされてこなかった。

実施の具体的形態、内容を分析し、この時期における実業科目の内実を評価すること、それがその後の実業科の内容に与えた影響を明らかにすることが必要である。

表 1. 実業科加設数、加設率推移 (高等小学校)

年 度	学校数	手 工 科		農 業 科		商 業 科		実業科 設置率	手工科 の み	手 工 農 業
		校 数	比 率	校 数	比 率	校 数	比 率			
1900	5119	9	0.2	424	8.3	27	0.5	8.8	8	0
1901	6354	23	0.4	681	10.7	58	0.9	11.9	21	2
1902	6998	33	0.5	1141	16.3	77	1.1	17.7	32	1
1903	7408	102	1.4	1533	20.7	108	1.5	23.0	93	5
1904	7705	528	6.9	4135	53.7	388	5.0	62.0	364	135
1905	8143	1002	12.3	4776	58.7	510	6.3	70.8	635	298
1906	8673	1253	14.5	5043	58.2	530	6.1	71.0	733	442
1907	9242	1546	16.7	5321	57.6	538	5.8	71.8	900	503
1908	8137	2219	27.3	5485	67.4	533	6.6	82.7	885	1147
1909	8350	3104	37.2	6100	73.1	552	6.6	88.8	964	1877
1910	8803	3972	45.1	6700	76.1	576	6.5	91.1	876	2552
1911	9140	4039	44.2	7235	79.2	624	6.8	93.3	826	2642
1912	9515	2457	25.8	7758	81.5	745	7.8	94.5	732	1377
1913	9689	2134	22.0	8167	84.3	809	8.4	96.3	617	1229
1914	9896	1935	19.6	8430	85.2	774	7.8	96.4	598	1059
1915	10072	1778	17.7	8628	85.7	811	8.1	96.9	584	902
1916	10267	1711	16.7	8859	86.3	821	8.0	97.1	549	883
1917	10439	1552	14.9	9111	87.3	841	8.1	97.0	457	798
1918	10709	1454	13.6	9333	87.2	861	8.0	96.8	451	714

注：1. 学校数は尋常高等小学校、高等小学校の和。師範学校付属小学校、分教場合まず。

2. 実業科加設校数は補習科、分教場合まず。

3. 破線は小学校令が改正された年度

出典：『文部省年報』各年度版より作成。

## (1)実業科実施の状況

## - 『文部省年報』の統計の検討 -

まず、実業科の実施状況を見ておこう。既に述べたように、1903(M36)年の小学校令の一部改正により、高等小学校の三、四学年の男子に実業科が必修となったが、全ての当該の高等小学校に実業科が設置されたわけではない。『文部省年報』の加設科目に関する統計には、修業年限3年以上の高等小学校を区別して集計していないので、1904年から1907年までの実業科の設置数から必修化された学校段階での設置率を判断することはできない。しかし、1907(M40)年の小学校令の改正によって、尋常小学校が6か年に延長されたことにともない、従来の修業年限3か年以上の高等小学校が高等小学校となり、実業科は高等小学校の必修科目となった。ただし、この時点においては、複数科目が加設された場合、「農業ト商業ヲ併セ課」すことは禁じられた。つまり、手工科と農業科、手工科と商業科を課すことは認められていたことになる。このことから、手工科は農業科、商業科とは異なる科目であるという理解がなされたりした。先の『文部省年報』の加設科目に関する統計も高等小学校については数字どおりに読み取ることが可能となる。1908年の実業科設置率は、82.7%であり、1911年においても93.3%に至ったに過ぎない。必修とはいえ、小学校令施行規則第18条2項で実業科等の教科目を欠くときには、その毎週教授時数を他の教科目に当てることが学校長にまかされていたことから、実業科を設置しない学校も存在したのであろう。

1911(M44)年の改正によって、手工科、農業科、商業科の加設状況は大きく変化した。表1に見られるように、手工科が激減し、農業科、商業科が漸増する。手工関係者には、この小学校令の改正は、手工を衰退に導いたものとして、改悪と捉えられていた。したがっ

て、手工関係者は手工の位置づけをかえるようにと文部省に対して様々な働きかけをした。

ところで、これまでの実業科の研究においては、加設科目であることに着目し、加設の状況を分析することが重要な方法の一つであった。そこにおいて用いられた資料は、前出した『文部省年報』の加設科目に関する統計資料である。道府県毎に、加設された科目を、複数科目の組合せをたんねんにひろった詳細なものである。しかしながら、この加設科目は実に多様な形態で設置されていたため、この統計表に盛り込めないところもいくつか残された。加設の状況が、これらの科目の研究の重要なファクターであるとするなら、『文部省年報』に含まれていないものについても目を向けなければ、正確な分析はできない。

『文部省年報』に表れない事柄の第一は、性別の問題である。例えば、農業科と手工科が加設されているとき、男子が農業科、女子が手工科というケースが少なからず存在した<sup>29)</sup>。このような場合には、手工科が加設されているとしても、男子が履修する手工科と同等のものとして集計し、捉えることは間違いであろう。女子の手工科は、学校により若干の違いがあるとしても、手芸を中心としたものであった。詳しくは後述する。

このようなケースは量的にどの程度存在したであろうか。残念ながら、全国統計はないと思われる。府県の統計書も、『文部省年報』の統計項目に対応しているので、そこから知ることはできない。これまで知られていなかったが、文部省は1910(M43)年2月に「実業教科目調査」を行い<sup>29)</sup>、1916(T5)年に『全国小学校加設科目に関する調査』<sup>29)</sup>を行っていた。前者の報告書は入手し得ていないが、後者は727頁にのぼる大部のものである。また、後者の調査がなされたことによる影響と考えられるが、詳細な「大阪市手工教育状態」

表2. 福岡県 大正4年度の加設科目調査

『全国小学校加設科目に関する調査』			『文部省年報』	
実業科目	男 女 別	学校数	1915(T4)	1916(T5)
農業科	男児に課したるもの	246	231	246
	女児に課したるもの	197		
手工科	男児に課したるもの	16	69	75
	女児に課したるもの	72		
商業科	男児に課したるもの	22	34	23
	女児に課したるもの	4		

出典：『全国小学校加設科目に関する調査』 pp. 617-619, 『文部省年報』各年度版

(1916年12月末現在)<sup>30)</sup>が報告されている。これらの報告の中に、一部地域に限られてはいるが、男女それぞれの履修状況が示されている。これらを通して、当時の手工科の男女別のおおよその履修状況を推測することができるであろう。

群馬県に関しては(年度は明記されていないが大正4年前後と思われる)、高等小学校数225校に対して、各実業科の加設校は、農業-183校、手工-4校、商業-5校、農業手工-28校、農業商業-1校、手工商業-2校、農業商業手工-2校であるとした上で、「農業手工二科を併設する学校に在りては概ね男子には農業科を課し女子には手工科を課し其の他二科目以上を課する学校に在りては主として家庭の状況に依り各児童に各其の一科目を課するものとす<sup>31)</sup>」としている。

秋田県においては「農業及手工を加設せるもの一校に過ぎず但し同一校にして男子には農業女子には手工を課し居るものは之れあり<sup>32)</sup>」と書かれているが、『文部省年報』によれば、農業手工を課していた学校は、1914(T3)年-22校、1915年-17校、1916年-15校であるから、多くの学校で男女の履修科目が異なっていたと考えられる。

滋賀県においては、手工科加設校数25校(師範学校付属を除く)のうち、女子にのみ課するもの8校、女子に課する(内容的には前記と同じと考えられる)とするものが2校であるという<sup>33)</sup>。

きわめて限られた地域の統計しか入手し得なかったが、大阪市のような都市においてさえ、学校数で4割は女子のみが手工科を履修している。生徒数で在籍に対する履修率が男子は、わずか23%で、女子が92%にもものぼることも、男子の手工科がこの時期いかに衰退していたかを示している。ここに掲載した資料からは、男子は『文部省年報』の数値、加設率17.7% (1915年)よりかなり少なくなりそうである。同年で農業科と手

工科を加設したところは902校、9.0%である。福岡県、群馬県、長崎県の記述からはこの中のほとんどが男子は農業科、女子は手工科となっていたことが予想される。とはいえ、滋賀県、大阪市のように女子だけ手工科というところが4割程度のところもあった。なお、手工農業商業の加設校は90校、0.9%でこれも女子が

表3 大阪市手工科実施状況

高等小学校全般	33校
男生ノミヲ収容セル高等学校	3校
女生ノミヲ収容セル高等学校	2校
男女生ヲ収容セル高等学校	12校
男女生ヲ収容セル内ニテ女子ノミニ手工科ヲ加設スル高等学校	8校
手工科未加設校	8校
手工科履修率	男子 1109/4635-23% 女子 2853/3115-92%
手工科教材と実施校数	
高等科一年男	厚紙細工-4, 竹細工-5, 木工-15
二年男	木工-15, 金工-8
高等科一年女	厚紙細工-15, 編物細工-16, 布切細工-14
二年女	厚紙細工-9, 編物細工-10, 布切細工-14, 造花-13
備考として	「本調査ハ多数ヲ主トシタレトモ木工ノミハ特ニ加ヘタリ」とあるが、女子に木工の記載はないので、女子はどことも木工を学んでいなかった。

出典：「大阪市手工教育状態調査」『手工研究』第40輯 1918(T7)

表4. 『全国小学校加設科目に関する調査』と『文部省年報』との数値の相違

	奈良県1915(T4)		長野県1916(T5)		三重県1915(T4)*	
	調査	年報	調査	年報	調査	年報
高等小学校数	152	152	346	348	303	303
手工	21	20	15	22	6	13
農業	105	108	273	243	244	251
商業	7	6	5	6	14	13
手工農業	13	11	37	67	31	19
手工商業	0	3	5	3	5	5
農業商業	1	2	6	4	3	2
手工農業商業	1	2	3	3	0	0

注：\*印 学校数より同一年度と推定



手工科という可能性がある。手工科だけの加設校は584校、5.8%、手工商業が202校、2%である。少ないデータからの予測だが、男子の手工科は半数の9%程度、多くとも10%を少し越える程度であったろう。

『全国小学校加設科目に関する調査』には、道府県毎に実業科の加設の状況が掲載されているが、『文部省年報』の「加設科目ヲ課スル市町村立私立高等小学校」の数値と食い違うものが多い。調査年度を明記しているものが少ないため、全体を正確に比較することはできないが、いくつか調査年度の示されているものもある。表4がその例である。

47道府県の内、集計方法の相違により比較できないものが4府県あるが(それも比較し得る部分では『文部省年報』と異なる)、他の道府県では5道県がほぼ『文部省年報』と一致するだけである。表4に見られるように手工、手工農業で加設校数が大きく異なる。『文部省年報』の数値と『全国小学校加設科目に関する調査』の数値と、どちらが正しいか、判断する材料は見だし得ない。ただ言えることは、これまでの手工科をはじめとする実業科の研究は、『文部省年報』の統計表にすべてを頼っていたといえるが、必ずしもそのまま絶対的な数値として受けとめてはならないということである。数パーセントから場合によっては、数割の違いがみられる。なお、この相違は該当年度の

前後を見ても一致するものはないので、報告年度の違いとはみられない。確定の方法はないが、先に取り上げた男女による履修科目の違いが統計処理の際に明確にされていないければ、混乱が生じることは十分考えられる。

いずれにせよ、加設科目に関する研究においては、ここにみられるように、簡便にまとめられたもののみによることは、不正確さを免れないといえる。性別や、次に取り上げる、時間数の問題を考慮にいれて読みとることが必要であろう。

次に『文部省年報』からは知り得ぬ事が、授業時数である。授業時数の増加が1911(M44)年の小学校令改正の重要な内容であるとしたら、実際に何時間教授したかが検討されなければならない。毎週授業時数は、小学校令施行規則第五、六号表に示されていた。手工、農業、商業は、男子においては週6時間が同表に明記されているが、但し書「男児ノ手工、農業、商業ハ土地ノ情况ニ依リ本表ノ時数ヨリ二時以内ヲ減シテ適宜他ノ教科目ニ配当スルコトヲ得」によって、毎週5時間、4時間とすることが可能であった。なお、女子は実業科はすべて毎週2時間とされていた。

佐賀県では、実業科を設置した学校全体で、毎週時数6時間-49校、5時間-29校、4時間-54校、女兒はすべて2時間<sup>30)</sup>である。小学校令施行規則によるなら

表5. 福岡県実業科の毎週教授時数とその実施校

科目	時間	1914	1915	科目	時間	1914	1915		
農業科	男児	6時間	119	190	商業科	男児	6時間	3	7
		5時間	32	15			5時間	2	2
		4時間	87	39			4時間	13	13
	女児	2時間	125	197		女児	2時間	6	4
		手工科	男児	6時間			8	7	
				5時間			—	2	
4時間	15			7					
女児	2時間	38	72						

出典：『全国小学校加設科目に関する調査』 pp. 617 - 619

表6. 大阪市手工科毎週教授時数とその実施校

学年	時間	学校数	学年	時間	学校数
高等科男児	1時間	1校	高等科女児	1時間	2校
	1時間30分	1校		2時間	20校
	3時間	1校			
	4時間	5校			
	6時間	7校			

ば男子において6時間未満は例外的なものであるが、実際にはそれらがかなりの数を占めていたことがわかる。1915年前後では、福岡県の農業科を除いて6時間未満の毎週教授時数の方が多という状態であった(表5, 6)。

(2)1911年小学校令改正後の実業科の内容

a. 手工科

さて、1911(M44)年の小学校令改正以降における実業科の内容を検討していこう。手工科が不振となったことは、当時において構想されていた教授内容と無関係ではない。手工科の加設が激減していったことを、手工関係者は、農業、商業との兼修が認められなくなったこと、英語が商業の中に入ってしまったこと、6時間も教授し得る物的条件が整わなかったこと、等を掲げてこの改正を低く評価する傾向にある。しかし、岡山秀吉も「我が邦には未だ純粋に工業地といふべき処は甚だ少ない。一中略一少量の時間に於て、工業の基礎的修養や工業的趣味を養ふやうな手工ならば、何人が修めてもよいけれども、これに多量の時間を用ひ深く教授せられるとせば、……世の父兄児童の多数が、工業について何等の知識を持たない時には、手工を選ぶに躊躇し、これを修むる者の少数となるは、自然の勢いである。<sup>39)</sup>」と述べているように、未だ工業化が未成熟であった当時において、実業科として並列されたなら、圧倒的に農業が多く設置されるのは当然であったろう。また、内容的にも手工科は農業商業と異なっていたことは2.で述べたところである。なお、1911(M44)年の小学校令改正時に前出の第一項に「工業ノ趣味ヲ長シ」が、第二項に「高等小学校ニ於テハ簡易ナル製図ヲ併セ授クヘシ」が挿入された。材料の

品類、性質、あるいは製図の教授を規定しているが、教科書もなく、専ら製作することに主眼が置かれていたため、この改正以降も製作が中心であることにかわりはなかった。小学校令が改正された時点で、前文部大臣の岡田良平は「今回著しく教授時間数を増加せられたるにつきては教授の方法及材料には多少の変更をなす必要があると思ふ。即ち手工科をいまましく進歩発展せしめて機械工業的の元素を加味する必要ありと思ふのである。<sup>39)</sup>」と主張していたが、何等の物質的保障も、教員の養成もなされず、製図を別にすればそれ以前となら変わらない内容であった。つまり、毎週6時間に増加したとき問題となったのは、教授内容であった。手工は毎週2, 3時間の「少数の時間に於て一般的工業思想を養ひ、或は眼と手とを練習せしむるが如き<sup>39)</sup>」ものであってそれ以上は専門分化し、深くなり過ぎるというのであった。機械工業の分野まで視野を広げてその基礎となるところを教えるということにはならなかった。施設・設備の問題もあっただろうが、教えるべき内容がなかったと考えられる。それでも製図に2時間を当てることができたことは救いであつたろう。他方で、高等小学校には手工の児童用の教科書が必要だという主張が出てくるのも当然であった<sup>39)</sup>。後に検討するが、1926(T15)年の小学校令の改正により、手工科が高等小学校で必修となり(但し、毎週時数は1時間であった)、同じく必修である実業に従来の農業、商業以外に工業が新たに加えられた。この工業の教授要旨が次のようなものであった。

「工業ハ工業ニ関スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉綿密ニシテ且創作工夫ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス」(なお、このとき農業、商業についても「知識」が「知識技能」とされた)

表7. 『全国小学校加設科目に関する調査』に掲載校の手工科実施状況

男女	授業時数	校数	内 容
男子	6時間	11	内製図2時間 3校 製図1/16 1校 不明 7校
	一年4時	1	ただし二年は6時間
	4時間	8	内製図1時間 1校 製図約1/5 1校 不明 6校
女子	2時間	14	縫取、布加工、編物、造花、袋物など手芸的なもの だけ 9校 竹工、木工を少し含むもの 7校 以下内訳 1校 高一、高二とも 竹細工10h 木工16h, 金工14h 1校 高一 竹細工14h, 高二 木金工26h 1校 高一 竹細工18h 内容不明 4校

これを見ると工業は、農業、商業と同じ記述となっている。このような教則の規定で、工業科の教授する中味が明確となり、5、6時間の教授内容を確保できるようになったかどうかは後に検討する。

次に、具体例を『全国小学校加設科目に関する調査』から見てみよう。同書には、各道府県の実業科加設の状況と「成績顕著」な小学校が1校～3校紹介されている。選ばれた小学校なので、ここに収録された小学校の実業科の具体例から全体の状況を知ることはいないが、進んだところでの実践例として多くのことを教えてくれる。この調査は「大正五年度現在に係るものなり」と凡例に記されているが、各学校の実践例は、1914(T3)年～1916年にまたがっており、すべてが同一時期とみることはできない。しかし、2、3年の幅はあるとしても、1911(M44)年の小学校令改正期の実業科の実践例が、92校も同時に紹介されているものは今のところ他には見られない(報告内容は、精粗さまざまだが)。授業時数増加時期の実業科の実態を知る上で重要な資料となる。

掲載された高等小学校の手工科の授業時数は、表7のようであった。

授業時数に関してはすでに触れたが、手工科は「成績顕著」な学校でも男子の半数近くが週4時間であった。6時間行うことの困難さがうかがえる。週6時間の場合、2時間を製図に当てるパターンが見られる。この製図の内容が、製図用具、直線、曲線、角、面、三角形、正方形、多角形、二等分、円弧、線の投影、正方形の投影、門表などの製品、正六角柱、正六角錐、展開図、硯箱などの製品(大阪市育英高等小学校)といったように本格的な製図であったことは興味深い。投影図法を線の投影から入っていたことも注目してよからう。

教材としては、男子の場合竹細工、木金工を組み合わせているものが多いが、竹籠、竹器だけを行っているところもある(京都・亀岡第一尋常高等小学校)。また、週4時間で機織、染色、図案だけを教えているものもある(埼玉・第一蕨尋常高等小学校。男女の明記がないが、週4時間の配当は男子と考えられる)。このように、その土地の産業に対応させて教材を選択することが手工科においても一部で行われていたことがわかる。少なくともこれらの教材を見る限り、手工業の域を出ていないものと考えられる。先にみた岡田良平の主張のように、機械工業に関する内容はどこにも見いだすことはできない。

女子については、ほとんど週2時間である。小学校令施行規則別表で週2時間と定められているからであ

るが、裁縫に5時間を当てていることから、これ以上実業科に時間を加えることはできないのであろう(前出の表7から週1時間のところが若干存在したことがわかる)。教材の内容の方が問題となる。つまり、女子においては編物や布加工あるいは造花など、いわゆる手芸的なものが非常に多いことである。そのみのところが、半数以上を占めている。竹細工、木金工を行うところもあるが、全体の160時間(年間40週で計算されている)の中に占める割合は多いもので25%、少ないものは11%に過ぎない。それも、「成績顕著」な学校においてであり、一校をのぞいて男女とも手工を課しており、その一校も女子師範付属小学校で設備的にも恵まれているところである。少なくとも、木金工は道具類の備品が必要であるところから、3.(1)で見たように農業と手工を加設した学校で、男子に農業科、女子に手工科を課していたところの女子の手工科は多くは手芸的なものであったと考えられる。手工科が工業科の基礎となる知識や技能を教えることを想定するならば、少なくとも手芸的なものは該当しないであろう。男子の手工科の加設率を問題にしたのは、この点を明らかにしなかったからである。ただし、男子の手工科に竹細工や木金工が含まれていても、この時期においては手工業の基礎となる知識と技能、それも製作する能力の育成に主眼がおかれており、機械工業に関する知識や技能は未だ取り上げられていなかったことは既に見たところである。木工機械などの動力設備が手工科に導入されるようになるが、それさえ1919(T8)年に東京高等師範学校に設置されてからである(1905年に広島高等師範学校に最初に導入されたが、ほとんど影響を与えなかったという)。

すでに指摘したように、手工科においては学科と実習に分けて行うということはほとんどなかった。製図の時間を製作と別に設けたものが、一歩進んだ形であろう。毎週4時間のところでは、製作と結び付けて製図を教えていたところが多い。上記の実践例では、「講話」を別に設けていたのは広島県師範学校付属小学校一校のみであった。毎週4時間で製作242時間、製図84.5時間、講話32.5時間(約10%)である。講話の内容は、製図総説(2)、竹材及其着色法(1)、写真挾(2)、セメント漆喰につきて(1)、立体図案法(2)、鉢の類似形につきて(1)、焼物(2)、ブリキ細工(1)、以上高等科一年、木材につきて(1)、箱の類似形につきて(1)、額縁の類似形につきて(1.5)、木材着色法(1)、石膏細工につきて(1)、鋳物につきて(1)、塗物につきて(2)、板金工に関して(1)、鍍金法(2)、住居(2)、室内装飾法(4)、工場参観(4)、以上高等科二年(pp.534～536

頁数は『全国小学校加設科目に関する調査』以下b、農業科まで同様)である。教授された知識はきわめて少ないものであったことがわかる。しかしながら、工場参観のような意欲的な取り組みを行っていたことは注目に値する。

この広島師範付小の例は他には見いだせなかった。多くは製作物を羅列してあり、もっぱら製作することに力を注いでいたのであろう。「教授は説話問答を極めて簡単にし一分なりとも多く実習せしめて実技を上達せしむる様にせり」(天王寺師範学校付属小学校 p.94)と実習を強調しているものもあつたくらいである。

b. 農業科

『全国小学校加設科目に関する調査』に掲載された農業科加設校の授業時数を次表に示す。

表8からわかるように、農業科の特徴は男子では庄

倒的に毎週6時間が多いことである。手工にくらべて教授すべき知識が一定量存在したからと考えられる。それは、ほとんどすべての学校で学科の時間が設けられていたことにも表れている。これは「成績顕著」な学校だけでなく、一般的であったことが府県単位でも報告されている。兵庫県は2時間は理論の教授、2~4時間を実習に当てるものが多いとしている(p.111)。千葉県は理論教授は3~4時間、実習は2~3時間(p.198)。愛知県は学科4時間、実習2時間を常態としている(p.233)。岐阜県は週4~6時間が多く、実習は2~3時間(p.274)。石川県は訓令で「実習に要する時数は本科総教授時数の三分の一乃至二分の一とすること」とされていたが、学科に2時間、実習に4時間、または学科に4時間、実習に2時間当てているものが多いという(p.409)。

学科・実習の一例を見ておこう

表8. 農業科加設校の毎週教授時数ならびに学科と実習の比率

毎週時数		校数	学科と実習の比率
男子	7時間	1	学科:実習3:4 1校
	6時間	16	学科:実習4:2 4校 学科:実習3:3 4校 不明 6校 学科:実習2:4 2校
	5時間	2	学科:実習3:2 1校 実習1~2時間 1校
	4時間	3	学科:実習2:2 2校 不明 1校
女子	2時間		だいたい学科に当てている。1時間を実習わずか。

表9. 京都府・宇治田原尋常高等小学校高等科第一学年第一学期(90時間)分

課及題目		学科教授の要項	実習の要項
1. 農業	2	1. 農業の意義 2. 農業の貴重なる所以	
2. 作物	1	1. 作物の意義 2. 野生植物との比較	主なる作物の種類観察
3. 種子の大小軽重	2	1. 大小種子発芽後生育の差 2. 種子は重大なるを良とする理由	良好種子不良種子の成育比較の実験
4. 選種	2	1. ふるい選 2. 湿扇選 3. 塩水選	選種及不選種子の成育比較の実験
5. 発芽の歩合	2	1. 種子発芽試験の方法 2. 発芽の歩合と種子の良否	発芽歩合の実験
6. 播種の時	1	1. 種子の発芽と温熱との関係	播種の時期を異にせる作物の成育比較実験
7. 播種の深淺	2	1. 深播の害 2. 種子大小により其播方に適度あること	播種、深度を異にせる作物の成育比較実験
8. 整地の目的	2	1. 地固ければ根の發育不十分なること 2. 根滋殖するにしたがひ莖芽の繁茂すること	莖芽の根の發育と整地の粗精との関係実験

9. 墾起碎土の農具	3	3. 整地の方法 1. 鋤と鍬 2. 犁 3. 馬	鍬の浅深作物発育の関係 実験
10. 耕鋤の深浅	1	1. 耕鋤の深浅と根の蔓延との関係 2. 深耕の利益	
課外 茄子其の他瓜果類	4		
11. 肥料及其の用量	3	1. 肥料の必要 2. 用量	肥料の必要に関する実験
12. 稲	2	1. 稲の性質と栽培法 2. 主なる品種	稲の栽培及田植の実習
13. 田 植	2	1. 本田の耕起, 灌水, 代掻施肥 2. 植付に関する事項	同 上
14. 稲の株張	1	1. 稲に施肥の多少及品種によりて株張の多少あること	肥料の分量稲株張り多少 の実験分蘖観察
15. 日光の植物に対する 影響	2	1. 作物の形体と日光との関係 2. 日光の通徹をはかるべきこと	日光と作物生育との関係 実験
16. 稲の植方の疎密	2	1. 土地の肥瘦によりて株張の多少あること 2. 株張の強弱によりて苗数差あること	稲の植方の疎密比較実験
17. 稲の植方の深浅	2	1. 稲根の生え方 2. 苗の成長に及ぼす影響	稲の植方の深浅比較実験 及圃場手入
18. 雑草の害	3	1. 雑草種類 2. 雑草の害 3. 雑草繁殖の仕方	雑草の害に関する実験 地方に普通なる雑草種類 観察
19. 田の草取	3	1. 草取の方法 2. 効用 3. 草取に関する注意事項	田の草取実習
20. 主なる害虫	7	1. ずい虫 2. 浮塵子 3. 蛾虫	害虫の加害状況観察 害虫の駆除予防実習
課外 除虫菊 復 習	1	学科2 実習4 一学期分	一般圃場手入

注：第二項の数字は学科の予定時間（時間配当としては、週7時間、学科4時間、実習3時間としているが、この教授細目では週6時間、学科約4時間になっている）

出典：『全国小学校加設科目に関する調査』 pp.54—55

表10 新潟県・下田尋常高等小学校農業科教授細目

<p>この学校は文部省編『小学農業書』乙種巻一、巻二を使用しており、高等科一、二学年を合併して甲学年度、乙学年度としている。( )内は教授時数</p> <p>甲学年度一学期 農業(1)、稲(1)、種子の良否(1)、選種(2)、浸種、種子の発芽(1)、播種の時(1)、整地(1)、整地用農具(2)、土壌の種類(1)、苗代(1)、田植(1)、施肥(1)、稲の分蘖(1)、日光(1)、稲の植方の疎密(1)、稲の植方の深浅(1)、雑草の害(1)、田の草取(2)、稲の病虫害(3)、干ばつ(1)、稲の灌漑(1)、水源(1)、洪水の防御(1)</p> <p>同 二学期 茄子(1)、胡瓜及南瓜(1)、果菜(1)、甘藷及馬鈴薯(1)、胡蘿蔔及大根、根菜(1)、菘菜(1)、葉菜(1)、蔬菜の病虫害(2)、稲の収穫(1)、養鶏(2)、鶏卵の孵化(1)、育鶏(1)、母本の選択(1)、種子の交換(1)、播種(1)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

土壌の水 (1), 土温(1), 土壌の過湿(1)

同 三学期

排水の方法(1), 蒔肥(1), 肥料の性質(1), 米の調製(1), 米の収量, 収穫物の売却(1), 農業簿記(2), 余業(1), 森林の効用(1), 林樹の種類(2), 造林(1), 伐木(1), 果樹(1), 接木(2), 苗床(1), 農家の心得(1),

乙学年度 第一学期

農学(1), 桑樹の栽培(2), 霜害の予防(1), 蚕の品種(1), 蚕の掃立(1), 蚕の飼育(3), 蚕病(1), 蚕室蚕具の消毒(1), 繭の取扱(1), 霖雨の害(1), 豌豆(1), 大豆(1), 穀菽(1), 味噌(1), 病虫害の予防(1), 益虫及益鳥(1), 害獣(1), 馬の品種及飼養管理(3), 牧草(1), 作物(2), 収穫物の貯蔵(2), 風(1), 天気(1)

同 二学期

土壌の由来(1), 岩石の風化(1), 腐植土の生成(1), 土層の区別(1), 土壌の成分(1), 土壌成分の状態(1), 肥料の成分(2), 厩肥(2), 下肥油粕類(1), 魚肥(1), 緑肥(1), 糠及骨粉(1), 硫酸アンモニヤ智利硝石及石灰窒素(1), 土壌の吸収力(1), 硝化成(1), 土壌の酸性(1), 土壌の肥瘦(1)

同 三学期 肥料の配合(2), 輪作及連作(1), 地力(1), 耕地整理(1), 土地改良(1), 間接肥料(1), 肥料の混用(1), 肥料の使用(1), 土地資本(2), 労本(1), 農業の経営(2), 農業の共同(2), 農業の助長(1), 農業と国家との関係(1)

出典：『全国小学校加設科目に関する調査』pp.164-165

新潟県下田尋常高等小学校では、毎週2時間が学科で、4時間を実習に当てている。その学科の教授細目は表10である。ほとんど文部省編纂『小学農業書乙種』と同じだが、部分的に削除、入れ替えがなされている。

この二つの例から、農業科においては作物栽培に関する基礎知識が教授されていたことがわかる。そのみでなく、家畜の飼育、養蚕など副業的なもの、さらには、経営に関することや簿記など、小農経営に必要な知識が取り上げられていた。

実習を行うには実習地を確保することが不可欠となる。2.でも述べたように、1910(M43)年前後から、実習地の設置が促されてきたが、1911年の小学校令の改正は、農業科においては実習地を持たねば実施できないものとなった。この時期には実習地の設置状況がどうなっていたか、どのように運営されていたかを見よう。

#### <実習地>

『全国小学校加設科目に関する調査』に実践例が掲載された61校すべてに実習地が存在していたことが明記されている。保有あるいは借りている実習地の広さは学校によって非常に異なる。個々に取り上げるのは煩雑であるから、府県単位でまとめてあるものをみていこう。埼玉県は、高等小学校253校中239校に実習地があり、一校平均228坪、最多1339坪、最少30坪である(p.169)。兵庫県は実習地を設置していない学校はなく、40、50坪から900、1200坪までさまざまである(p.111)。群馬県は概ね、150坪から600坪の実習

地を設置している(p.179)。千葉県は実習地を設けていないところはほとんどなく、多いものは3000坪、少ないもので300坪内外という(p.196)。栃木県は一校90坪ないし1800坪ぐらいの実習地を設けている(p.209)。山梨県の総実習地は33992坪、児童ひとり当たり約4.06坪(p.249)。秋田県では、実習地を有しないのは3校のみ(p.399)。石川県では、明治45年1月に農業実習地に関する県令を公布している。それは、「農業科を加設する高等小学校に在りては農業実習地を設くへし農業実習地は校地内又は其の付近に於て之を選び其の面積は之を課する児童百人未満は百坪以上とし百人以上は一人に付一坪以上の割合とす」というものであった(p.407)。岡山県では、農業を加設した学校はいずれも150坪から600坪の実習地を有し、中には1800坪を有するものもあった(p.497)。香川県においては、各校とも実習地を有し、総面積18151坪、一校当たり平均157坪であった(p.587)。福岡県でも大正4年度には、実習地をもたぬ学校は0となった(前年には、238校中12校になかった。p.617)。佐賀県では一校の未設置(大正3年2月)、児童一人平均4坪弱(p.645)。

以上のような状況であり、1911(M44)年の小学校令の改正以降、農業実習地の設置は急速に進んだものとみられる。1915年に農業科を課した246校の高等小学校すべてが実習地を保有した福岡県でも、先の1910年の調査では43校に過ぎなかった(もっとも、その時に農業科を加設していたのは、文部省年報によれば93校であった)。

では、実習地の種別を見てみよう。

表11, 12から、実習地といっても、ただ水田や畑があるのではなく、試験を行う田畑、あるいは参考にさせるための見本園などを設け、多様な活動ができるよ

表11 長野県北安曇郡南小谷尋常高等小学校  
実習地

男子	学科3時間, 実習3時間
	実習地総面積 1749坪 児童一人当 33坪
一、	模範園 20坪 児童と同一の作物を栽培
二、	分担園 100坪 高等一、二学年児童一人につき2坪、それを更に2区に分けて、各自独立して栽培させる。五人一組とし各人各組の競作
三、	見本園 30坪
四、	果樹園 200坪
五、	林苗園 50坪
六、	水田 600坪 一部村農会依託の試作田。児童の手により耕作。 種類試験(大正2年度より継続)。長方形密植採数試験(同)。
七、	桑園 549坪
	内校有地 390坪 他は借地

出典：『全国小学校加設科目に関する調査』  
pp. 289-291より作成

表12 山形県北村山郡楯岡第一尋常高等小学校  
実習地

男子	週5時間 学科3時間, 実習2時間
	実習地 総面積 834坪 児童一人当 6坪
1.	二人組分担練習区 251坪 一組3坪宛
2.	六人組分担練習区 354坪 上記3組を集めて一組。12坪。競作
3.	共同練習区80坪
4.	試験区17坪 馬鈴薯種子の良否, 分蘖本数試験。甘藷の直播と移植との結果の良否の試験。大根, 耕鋤の精粗の結果の試験。苧, 施肥及無肥料の試験。大豆, 苧, 三要素の試験。
5.	見本園40坪教員手入れ
6.	苗圃17坪
7.	果樹園30坪
8.	桑園45坪

出典：『全国小学校加設科目に関する調査』  
pp. 386-389より作成

うに整えられていたところが少なくなかった。つまり、実習の場合でも、汗水流して働き、勤労の精神を涵養することに主眼がおかれていたとはみられない。学科で学んだことを実験で確かめていくという展開がかなり行われていたようである。京都府の例のみでなく、農業科を加設している学校の半数近くが実習の中で実験を行うことを記述している。手工科に比べ、はるかに体系だった教授が行われていたと考えられる。

農業科の場合授業時間増がなされたのは、実習を行わせることに主眼があったと思われる。それは、前出した小松原文相の訓示からも読み取ることができる。したがって、農業科を加設したほとんどの高等小学校で実習が行われたようだが、同時に実習についての研究も深められていった。農学校教諭山中隆三は、農業実習には、・示教的実習(教室で授けた知識を田畑で実施させ、あるいは新たに特別の技能を習得させるために行う実習。知的方面の陶冶を主要な目的とする。)・練習的実習(整地、播種、中耕、施肥など技能の修練を主とするもの)・勤労的実習(特に練習する必要なく、また既に習得した事項に属する。趣味に乏しい。)があると分析している。その上で、高等一年から二年の前半までは示教的実習を主とし、その後は、練習的実習を課すべきだとする。勤労的実習は各学年を通じて適宜行う、ことを提案している<sup>39)</sup>。彼は農業に関する技能の練習についても検討を進めており、反復練習が必要なものがあることを指摘する一方で、「技能の練習には是に必要な知識の習得を怠る可らず」と単なる機械的な動作になることを排除しようとしている<sup>40)</sup>。また、上野教育会は実習地経営の方法を研究し、まとめている。例えば、実習地の区分法として、・栽培実習区-1. 個人分担, 2. 組分担, 3. 共同区、・練習区、・見本園-1. その地方に適切だが生徒が栽培できないもの, 2. 学科教授材料に供すもの、・実験区、を示している<sup>41)</sup>。このように、教育的な観点から、実習に関する研究が深められ、農業についての知識技能を習得する有効な教育活動として組み立てられていったと考えられる。なお、実習は実験的なもの、あるいは農業の趣味をもたせるものといった考えだけが定着したわけではない。農業教育の有力な指導者であった横井時敬は「農業実習は実験的趣味的なるべからず」と題した論文を著し、「実習の目的は勤労の習慣を与え勤労に堪えふる力を養成する外にイヤなことに堪へイヤなことをするといふことにある」と述べている<sup>42)</sup>。勤労精神の涵養を前面に出した考えもこの時期から主張されていたと考えられる。

教科書については、文部省編纂『小学農業書乙種』

巻一、巻二が1913(T2)年に出版されるが、これは時間増に対応させてすすめたことであると緒言にも記されている。教材が、巻一、二ともに、37課から71課に増加している。教師用については、大きな改訂はなかった。

以上のように、高等小学校の農業科は1911年に小学校令が改正された当初は、教材の問題、施設・設備の問題、教員養成の問題などから、毎週6時間への授業時数の増加は戸惑いと、批判的の空気を生んだが、それ

以降、実習の内容や方法が明確にされるようになってから、学科と実習の組合せで毎週数時間を配当することが定着していったと考えられる。

#### 4. 1920年代、1930年代の実業科

1919(T8)年の小学校令の改正では、男子については少なくとも一科目は加えなければならない手工、農業、商業、もしくは「土地ノ情况ニ依リ」加えることのできる図画、外国語、その他の必要な教科目に、6

表13. 実業科等加設校数（複数科目加設は100校以上を掲載）

年度	学校数	手工		農業		商業		家事	
		校数	比率	校数	比率	校数	比率	校数	比率
1919	11002	1472	13.4	9269	84.3	959	8.7	3388	30.8
1920	11410	1548	13.6	9475	83.0	969	8.5	4514	39.6
1921	11737	1403	12.0	9590	81.7	1032	8.8	5124	43.7
1922	12188	1396	11.5	9729	79.8	1163	9.5	5949	48.8
1923	12675	1514	11.9	10232	80.7	1245	9.8	6809	53.7
1924	13038	1441	11.1	10514	80.6	1219	9.4	7230	55.5
1925	13318	1718	12.8	10685	80.2	1554	11.7	7785	58.5

図画		英語		手工	農業	商業	家事	図画	英語	手工
校数	比率	校数	比率	単独	単独	単独	単独	単独	単独	農業
2772	25.2	552	5.0	320	5038	208	152	197	12	479
3444	30.2	583	5.1	295	4080	165	136	149	23	444
3927	33.5	742	6.3	211	3837	115	172	166	34	402
4739	38.9	976	8.0	181	3328	18	226	178	19	228
5198	41.0	1026	8.1	200	2976	90	185	158	21	272
5548	42.6	1042	8.0	180	2805	103	229	169	29	279
6169	46.3	1194	9.0	165	2536	86	173	216	29	287

農業商業	農業家事	農業図画	手工農業家事	農業家事図画	商業家事図画	手農家図	農家図英	商家図英	手商家図英	年度
123	1136	516	21	1404	24	163	28	25	7	1919
102	1615	631	60	1860	43	193	70	4	29	1920
98	1646	629	78	2243	43	119	74	55	60	1921
91	1778	716	81	2673	39	116	75	99	115	1922
108	2125	724	126	2997	64	239	98	93	152	1923
87	2170	854	137	3250	94	232	104	148	13	1924
243	2163	714	118	3620	101	312	135	170	153	1925

注：学校数等の数え方は表1に同じ  
出典：『文部省年報』各年度版



時間以内を課することができるかとされていた。この時期の『文部省年報』の加設科目に関する統計は、加設し得る科目が多いためきわめて煩雑であるが、男子でみてるならば、農業だけを課している学校が非常に多い(農業と家事を加設している学校は、男子に農業、女子に家事と考えてよいだろう)(表13)。教授時数に関する統計を入手し得ていないので確定的なことはいえないが、週時数の下限が30時間と決まっていることを考慮に入ると(小学校令施行規則の第5、6号表で確定されているのは24時間)、農業科だけの加設は毎週6時間をあてていたと考えることができる。

この小学校令の改正によって、それまで実業科は一つしか履修できなかったが、複数の履修が可能となった。手工科関係者は自分たちの主張が通ったと歓迎したが、手工の加設率を見る限り、顕著には増加していない。数字の上では減少させている。これは、従来男子は農業、女子は手工としていた農業手工二科目加設の学校が減少し、農業家事が増加して、女子の手工が減少したからと考えられる。しかし、そのような事情があるとしても手工科の加設が明治40年代ほど(4割を越えていた)増加しなかったのは、農業科が実業科としての内容を充実させ定着していったのに対し、手工科は3.で指摘したように、その性格が不明確であり、内容があいまいであったことに起因している

思われる。

1926(T15)年の小学校令の改正では、手工科が必修とされ、毎週1時間当てられるとともに、農業、工業、商業の実業科も必修として毎週5時間が配当された。また、1941(S16)年の国民学校令においても、高等科では、実業科(農業、工業、商業、水産)に毎週5時間が配当された(さらに、他の科目も含めてだが、5時間以内で増課することができた)。

1926年に手工科と実業科が必修とされて以降、『文部省年報』には高等小学校の同科目の加設に関する統計は掲載されなくなったので、毎年度の実業科目の加設状況を知ることはできない。ただ、1936(S11)年の調査は知られている。

表14に見られるように、手工科が必修となり、実業に工業科が設けられた昭和年代においても、全国的には圧倒的に農業科の加設が多かった。1911年の小学校令の改正以降も農業科の加設が多かったが、しかし、全高等小学校に対する加設の比率は80%を前後しており、最高でも1917年の87.3%だった(1925年は80.2%)。それが、1936年には、91.5%にのぼっているのである。他方で、手工科に目を向けるなら、1910年代で、20%から10数%(男子で考えるなら、たぶん10%弱)、1920年代で10%強(このときは、「女児ノ為ニハ家事」を加えることが盛り込まれていた)ので女子の手工はか

表14. 市町村立高等小学校ニ於ケル実業教科目別校数調 1936年4月現在

設置科目	設置校数	科目	設置校数	設置率%
農業	12145	農業	12976	91.5
農業、工業	95	工業	442	3.1
農業、商業	670	商業	1808	12.7
農業、工業、商業	66	高等小学校数		14187
工業	98			
工業、商業	183			
商業	889			
合計	14146			

表15 単置制高等小学校における実業科目別設置校数 1936.8調 調査校数 142校

科目	明記されている校数	一部含むもの	合計
農業科	68	8	76
工業科	64	16	82
商業科	99	16	115

出典：文部省教育調査部『単置制高等小学校ニ関スル調査』1936.9

なり少なくなっていただろう)であった。この時期は、手工科は、毎週6~4時間、あるいは2~3時間ですめられていただろう。たしかに、1926年の小学校令の改正で手工科は必修にされたが、わずかに毎週1時間にすぎない。教授時数を考慮に入れるなら、工業科を加設した学校に目を向ける必要がある。表15によるなら、工業科の加設校はわずかに3.1%にしかすぎない。つまり、2~3時間以上行われていた手工科ということのみならず、後退しているとも見られる(もっとも、施設・設備が不十分で、本格的な木工や金工ができなかったところは、内容的に毎週1時間と大差ないものであったかも知れない)。商業については、1926年直前は9%から11%台だった。増加しているが、それほどではない。農業科の設置率の増加の方がめだつ。教科として安定した内容をもってきていたことも加設校が増える背景にあるのではないだろうか(もちろん、昭和年代は、労作教育の振興と、勤労精神の涵養が強調される中で、農作業が最も適した作業であるといったとらえ方もされており、その影響も少なからずあったことは考えられる)。1911年(M44)の小学校令の改正による実業科の時間増の経験が、特に農業科においては教科内容の整備にとって重要な時期であったと考えられる。その時期に一定の成果をあげたことが、それ以降高等小学校の実業科を定着させ、毎週5~6時間行う体制をつくりあげたといえよう。その中心は農業科であったことを以上の事実は示している。

## 5. 手工科と工業科

2. で見たように、手工科の教則による規定は、農業科、商業科のそれとは異なっていた。それが、1926(T15)年の小学校令の改正で手工科が必修となり、同じく必修の実業科の中に工業科が設けられた。この工業科の教則が農業科、商業科と同様に「工業ニ関スル普通ノ知識技能ヲ得シメ」ることとされたこともすでにみてきたところである。教則の二項以降には次のようにある。

「工業ハ木工、竹工、金工、塗工、染織等ニ就キ土地ノ情况ニ適切ニシテ児童ニ趣味アル事項ヲ授ケ且材料ノ性質及用法並工具ノ使用法及保存法ヲ知ラシムヘシ 工業ヲ授クルニハ地理、理科、図画、手工等ノ教授事項ト関連シ又時々其ノ土地ニ於ケル工場等ヲ見学セシメ實際ノ業務ト密接ナル関係アラシメムコトヲ努ムヘシ」 これを見る限りでは、未だ手工業の範囲にとどまっていたとみられる。

だが、手工業の域を出ようとする試みがなされたことが、文部省普通学務局から発行された「教授要目案」

表16. 「工業科教授要目案」

第一学年 毎週5時
製 図 (毎週2時)
製図用具ノ名称並使用法 製図材料 線ノ種類 文字及符号等 製図ノ基礎練習 投影画法ノ 概念 製図ノ謄写練習及複写法 実習に関する 工作図
実 習 (毎週3時)
木工 工具使用ノ基本練習 学用品・玩具・家具 等ノ製作並簡易ナル塗仕上
金工 板金工ヲ主トシタル簡易ナル金工
木工・金工ハ便宜其ノ一ヲ選ビ又ハ両者ヲ併セ 課スルコトヲ得
第二学年 毎週5時
製図及実習 (毎週3時)
製図 工作図 見取図 簡易ナル設計図及図案
実習 木工・金工ハ第一学年ニ準ジ稍々程度ヲ 高メタルモノ
工業大意 (毎週3時)*
工業ノ意義 工業ノ発達ノ沿革 工業ノ分類 工業ノ経営 主要原料原動機 機械ノ製作 発 電・送電 電灯・電熱 電車・汽車・鉄道・自動車 道路・橋梁 建築一般 酸・アルカリ 窯業一般 織物 染色 製紙・印刷飲食物製造 地方ノ 特産 工業ノ保護 工業法規一般 土地ノ情况ニ依リ製鉄・造船・航空機・肥料・雑化 学工業・鉱業等ノ項目ヲ加ヘ又ハコレヲ以テ 前掲ノ項目ニ代フルコトヲ得
注意
一 男児ノ実習ハ土地ノ情况ニ依リ竹工・塗工・染 織・鍛工・鑄工・仕上工・印刷・陶工・藤細工・杞柳 細工・蔓細工・皮革工等ヨリ適宜選択シ本教授要 目ノ教材ニ代ヘ又ハコレニ付加スルコトヲ得
二 材料ノ性質・用法、工具ノ使用法・保存法ハ実 習ノ際之ヲ授クベシ
四 工業大意ニ故テハ現代工業ノ一般ニ涉リテ其 ノ概要ヲ授ケ我が国ニ於ケル工業進歩ノ現状ヲ 知ラシムルコトニカムベシ」

注: 1. \*印 時数の合計が6時間になってしまふ。岡山秀吉『初等中等手工科教材』に同じ内容の教授要目が、文部省が定めたものとして掲載されているが、それには工業大意が毎週2時間になっている。たぶん印刷ミスで、2時間の誤りだろう。 2. 注意の第三項は女子に関するものなので省略。 3. 女子は毎週2時間で第一、二学年に手芸、図案を取り上げている。第三学年で工業大意が一部加えられている。

等で知ることができる。この『小学校教授要目案 手工 農業 工業 商業 裁縫』の「緒言」によれば、「将来小学校教授要目ヲ定ムル準備トシテ」「委員ニ囑託シテ調査シタ」ものであり、「当分ノ内、道府県師範学校付属小学校等ニ於テ、或ハ其ノ一部ヲ試ミニ実施シ」、研究して、実施上最も適切なものとして、「定案ト為ス予定ナリ」とされていた。なお、「実地研究ヲ為シタル学校ニ於テハ」「意見ヲ整理シテ、参考ノ為提出セラレンコトヲ望ム」とあるように、過渡的なものであったが、その後教授要目が作成されたことは知られていないので、案ではあるが参考にされたのではないかと考えられる<sup>43)</sup>。

第一、二学年について男児に関する工業科の全文を表16に掲載する。

この「教授要目案」で特徴的なのは、工業大意が加わったことであろう。手工業から一步出ようとしたことがうかがえる。しかし、「注意」の四項とをあわせて読むと、機械や電気の基礎的な知識や理論を教えたり、操作や取扱の技能を教えるというものではなかったようである。同書には「小学校各科教授標準設備ニ関スル調査」が収録されているが、その内の「小学校工業科教授標準設備」には、木工、金工、製図関係の備品が掲載されているのみである。ただ、このリストには金工旋盤が2~1台含まれ、木工機械も数種類取り上げている。機械加工を重視し始めていたことがうかがえる。これらの機械は機械学習に活用できるものであるが、位置づけはやはり加工であったようである。

具体的内容としては、東京高等師範学校付属小学校内の初等教育研究会が編纂した『高等小学校図画手工工業教授細目』から一つの典型を知ることができる。工業大意に関しては「第二学年の男児に毎週2時間宛を授け、現代工業の一般をしらしめると共に、わが国に於ける工業発達の現状を明かにし、成るべく工場等を実地に見学せしめること。」として、次の項目をあげている。「工業の意義、工業の発達、工業の分類及経営、工業の主要原料、機械工業(3週)、土木工業(2週)、建築工業(4週)、電気工業(3週)、化学工業-酸・アルカリ、同一人造肥料工業・電気炉工業、同一顔料工業、同一製鉄工業、同一製銅工業・漆工業、同一漆工業・ゴム工業、同一油脂工業、同一皮革工業・毒瓦斯と火薬、同一セルロイド・人造絹糸、同一製紙と印刷、同一飲料物製造(2週)、窯業(3週)、紡織工業(3週)、染色工業(3週)、我が国工業の現在と将来、工業の保護、工業法規一般(2週)」（週ごとに掲載されているので、2時間が単位であろう）これを見る限りは、やはり機械や電気に関する基礎的な知識や理論を教えるので

はなく、生産物や生産量、工業としての特徴などを教えていたにとどまるであろう。実習においても、木工機械の使用には若干ふれているが、金工では板金のみで、金工旋盤の使用は含んでいない<sup>44)</sup>。

このような内容であるなら、岡山秀吉が手工科と工業科は「その目的に於て或は本質に於ては頗る相類似し、その異なる所は程度の差にある。<sup>45)</sup>」と述べていたこともうなずけることである。しかし、「教授要目案」が出される以前に、文部省主催手工科夏期講習会の場で講師と参加者が協議してまとめた、「適当な工業大意の科目」として示しているものは、単なる工業の概要の解説とは異なると考えられる。機械科、建築科、電気科を取り上げているが、機械科では「1. 総論-機械の勢力、機械の原理。 2. 原動機-蒸気、石油及び瓦斯、水力、風力、電力の各発動機。 3. 作業機-木工機械、金工機械、織物機械、其の他製陶、製粉、農場用の諸機械等。 4. 伝動装置」と機械的的確な把握の上になつて内容を整理している。備考には、「工業大意は、実習科目に関して、材料の性質・用法並に工具の使用法・保存法を知らしめ、尚之れを布衍して該工業の一般知識を授くるの外、更に工業の大勢に通ぜしめ、若くは土地の情況に適切にして児童の理解及趣味に適合する工業の一、二を選定し、其の大要をも授け以て工業知識の養成を計るものとす。此の特に選定せる工業の教授は専ら講述に依るべしと雖も、時々其の土地に於ける工場等を見学せしめ、実際の業務と密接なる関係あらしむべし。」とあり、第一学年でも、工業大意に28%の時間をあて、第二学年の31%と合わせて、総時数の29%となる。先の「教授要目案」では、20%であった。更に異なるところは、「教授要目案」では材料の性質等は実習の中で教えるとしているが、ここでは実習の時間とは別の所で教えるようとしている。つまり、農業科にみられるような学科の性格がこの工業大意には与えられていた<sup>46)</sup>。このような考えで実施しようとした学校もあった。青森市浦町高等小学校では、工業大意の内容として、第一学年、木材一般の性質、木材各論、竹材に就いて、蔓材に就いて(計37時間)。第二学年、動力機、作業機、製造工業、化学工業、建築の大様(計60時間)。第三学年、工業発達論、本県と工業(計74時間)を計画していた<sup>47)</sup>。先の協議に岡山も参加していたのだろうが、工業科を手工の域にとどめず、現代的な機械工業などの基礎的な知識や理論を教えること意図したことをうかがうことができ、従来の手工科とはかなり異なる性格を持たせようとしたと考えられる。「程度の差」以上の違いを見いだそうとしていたのではないだろうか。つまり、

従来の手工科にみられた「製作の能」を身につけさせることを第一にし、知識は付随的に教えるというのではなく、必要な知識はまとめて教えるという考えが出ている。系統的に教えるという言葉が使われたわけではないが、機械の内容など、筋道だったものといえるだろう。手工的な製作を中心にし、それを普通教育として行うとした場合、毎週2〜3時間程度が妥当とされてきたものが、工業分野を含め教授すべき内容を明確にすることにより毎週5時間の授業時数にたえられる新しい教科として作り上げようとしたと考えられる。だが、「教授要目案」にはこの協議会の案にみられる上記の方向は組み込まれず、従来の手工科の延長上に、断片的な諸工業の知識を教える工業大意がつけ加えられたにとどまった。文部省の工業科の教科書が児童用はもちろん教師用も作成されなかったこと、などを考えると、1926年の小学校令の改正における工業科の新設に文部省がそれほどの力をいれなかったのではないかと推察される。設置校数も先にみたようにわずか3.1%にとどまったことには、教科書もなく、手工科との違いも判然とせず、教授内容が不明確であったことも原因しているのではなからうか。教員養成についての対策もなされていなかったこともあげられよう。(1931年に至って師範学校での工業科の教員養成がなされた)

工業科の設置は僅かであったが、都市部に多く存在した単置高等小学校では比較的設置率が高かった(表

表17 「工業科課程ノ種目調」  
1936.8 単置高等小学校工業科設置64校

同一学校ニ設置ノ種目	第一学年	第二学年
木工(製図ヲ含ム)	26	19
金工(製図ヲ含ム)	1	5
木工・金工(製図ヲ含ム)	28	31
木工・竹工	1	1
木工・金工・竹工	1	1
竹工・藤工	1	1
木工・竹工・藤工	1	1
木工・塗工	1	
木工・金工・塗工		
・セメント工	1	
家具	1	1
木工・竹工・陶工	1	1
電気	1	1
電気・機械	1	1

出典：『単置高等小学校ニ関スル調査』

15参照)。その工業科の内容を調査したのが、表17であるが、一校ずつだが、電気、電気・機械があったことは興味深い。本格的な工業科を模索した学校も存在したのだろう<sup>49)</sup>。

以上のように、手工科、工業科は確かに普通教育として、無難な内容構成を続けていたといえる。手島精一は、1911(M44)年の小学校令の改正の時に、「商業や農業に於ては余程共通的に出来ることが多い。一中略一之に反して手工を工業と同様に考へた場合には全く其仕事は共通的のものでないから公平に円満なることをすることが出来ぬ。一中略一故に手工科は如何なる種類の工業にも共通に必要な手と目との練習をすることを本体とするのが至当であると思ふ。すなわち深入りをした工業的のものでなく普通教育的であって工業の素地をも与へることが出来ると云う様なものでなければならぬ。」と述べていた。ここに、当時の農業と工業の違いがよく表れているといえる。工業に共通的なものとしては、手指の働きとか、製作の能をあげるにとどまっていたと考えられる。それ故、ことさらに普通教育的ということが手工関係者から聞かれることになったのだろう。だが、それは「製作の能」を主としていたため、容易に美術的、芸術的なものに傾斜する傾向をもった。また、そのことをもって普通教育的な教科であると主張もされた。つまり、現代的な工業を普通教育の中に位置づける努力を避けて通ったといったら言い過ぎであろうか。もちろん、工業化が未だ立ち遅れていたという状況が規定的な問題であったのは論を待たない。したがって、工業が普通教育の対象として明確に位置づくのは工業化がすすんだ国民学校時代以降のことであろう。それさえ、遅々とした歩みであったが、ここではこれ以上の言及は避ける。別の機会に検討したい。いずれにせよ、昭和初期までの手工科、工業科を見ていただけでは、普通教育において職業教育が成り立つか否か、成り立つとするならいかなる内容か、といったことは解明できないと判断できる。やはり、農業科に着目して、検討すべきであろう。

## 6. 普通教育における職業教育 —おわりにかえて—

農業科が定着したのは、内容的にみるならば、非常に幅広い内容を取り上げていたからと考えられる。明治末期から大正期の農業自体が、伝統的な小農経営を主体にしたものであり、養蚕や、養鶏等を副業などとして行っていた。また、農村地帯では、食料は自足することが常態であった。したがって、農業に関する知

識技能を身につけることは、まさに實際生活に生かすことのできるものであった。教授内容には、農業経営に関する事項も入り、簿記も取り上げている。実習では、冬季には農業手工を行うところが多かった。このようにみるならば、当時においては、そのような農業科を学ぶことは、いわば農業という職業に入っていく準備でもあったが、職業として圧倒的に農業が多い社会に入っていくための準備になっていたと見ることもできる。つまり、ここで学ばれた内容は、狭い職業に縛りつけられるといったものよりも、広く農業を知り、行うことができることであり、農業社会で生きていく基礎的な知識技能を身につけることであったといえる。

実業科の教育が普及するなかで、高等小学校の農業科が普通教育なのか、職業教育なのかということは早くから議論されていた。横井時敬は「農業科を以て専門科教授に陥るものとし、之を否定する」考えに反論し、「高等小学校に於て課する所の農業科は、専門科の形に於てせずして普通科の形式に於てするもの」と主張している<sup>50</sup>。横井に限らず、農業教育関係者は高等小学校の農業科を普通教育として位置づける努力をしていたと考えられる<sup>51</sup>。

ここには二つの問題がある。一つは、職業に関する教育を普通教育に位置づけることの是非であり、いま一つは、位置づけた場合の内容の問題である。前者について、阿部重孝は学制改革にかかわって、「次に職業生活と教育との関係も、再吟味されねばならない。一部の人々の中には、今日でも尚普通教育は吾々の職業生活と関係のないものやうに考へる者がある。例へば、小学校は普通教育の場所であるから、職業教育は小学校の関知するところでないとするが如きはその一例である。如何にも西暦第十八世紀若くはそれ以前の社会に於ては、小学校は宗教の外に、一般の父兄のよくしなかつた読書算に主力を注ぐことに依つて、リッパにその任務を果たし得たのであるが、当時は職業に関する教育は家庭が中心となつて授けられたのである。然るに、その後にはける経済生活の変化は家庭がかかる任務を果たすことを益々困難ならしめてゐる。」と述べ、従来家庭が行っていた実務に関する教育を、学校も行わねばならなくなっていると指摘している。そして、尋常小学校卒業者の6割が高等小学校にすすむことから「小学校特に高等小学校に於ては、今日以上に児童の職業生活を眼中に置き、その学科課程に変化を与へねばならない。」と主張している<sup>52</sup>。ただ、阿部は、1931(S6)年の中学校令施行規則の改正により、中学校の第一種課程で実業科が必修となったことを上記の視点から積極的に評価しているが、高等小学校の

実業科の必修化や、時間数の問題については、管見の限りでは次のように述べているにとどまっているようである。1900(M33)年の小学校令施行規則にかかわって(しかし、掲載されている表で見る限り、1903年の小学校令改正後の施行規則である)、「19年〔明治：筆者〕の小学校令による時間の配当と大差はない。ただ実業科目の爲めに時間を配当したことは、たとひその時数が少いにしても、学校が實際社会の要求に應ぜんとする傾向を認めることが出来るのみならず、唱歌、体操を比較的力説してゐる点は、実業科目に対する時間の配当と共に、学校が次第に現代化しつつある傾向を示すものである。<sup>53</sup>」と述べ、1911(M44)年の小学校令の改正によって、実業科が毎週6時間必修として課されたことについては事実の記載がなされているのみで、それ以上踏み込んでいない。明記はされていないが、上記の阿部の観点からするならば、実業科を高等小学校に位置づけることは、積極的にとらえられていたのではないかと思われる。

だが、その改正を肯定的に評価していないものも少なくない。例えば、佐藤秀夫は1911(M44)年の小学校令の改正について、「この高等小学科教育における「実用」性の強調は、尋常小学科卒業を境として、一方に「高等普通教育」および「実業教育」を内容とする中等諸学校の教育と、他方では「実用」性を強くもった「初等教育」の完成としての高等小学校の教育という、同年齢層の子どもに対する教育の種別化を益々もって確定することになったといえる。<sup>54</sup>」と述べている。また、川村□は「高等小学校における職業準備的な役割を面的に強調したものであり、安易に社会生活に準備し労働力を育成しようとするものにほかならなかつた。それまで職業と進学の双方に準備してきた高等小学校は、制度的にも内容的にも、卒業後の職業生活という一方にのみ準備する学校に転換して複線型教育体制を直接支えると同時に、又この体制の諸矛盾を集中的に引き受けることになったのである。<sup>55</sup>」としている。

青年期にはいる子どもたちが学ぶ学校において、阿部が主張するように「職業生活を中心とする課程」<sup>56</sup>(阿部は高等小学校が尋常小学校と同種の教育を反復しているとして批判し、「延長される二箇年に於ては、初等教育を反復するよりも、寧ろ之を中等教育とし、職業教育を中心として、彼等の生活上の必要を満たしてやるべきである<sup>57</sup>。」と主張している)を組むべきであるとしたら、高等小学校の全体の教科課程には問題があったとしても、実業科を重視し、児童の卒業後の職業生活との関連を考えた教育がなされたことは積

極的に評価されてしかるべきであろう。しかし、上にみたように一般的には、高等小学校の「実用性」や「職業準備教育」の重視をもって、それが中等学校と異なり、複線型を固定させたと、見る見方が強い。だが、例えば、旧制中学校が職業教育を行っていなかったことの方を問題とすべきであるという考えも成り立つ。事実、1. で見たように、高等小学校よりはるかに遅れたのだが、旧制中学校においても「教育の実際化」をはかるといふ言葉のもとに実業科つまり職業に関する教育の設置が模索され続けてきた。したがって、教科の内容の分析を抜きにして、川村のように高等小学校の実業科を「安易に社会生活に準備」するものと結論づけてよいであろうか。尋常小学校につづく教育への国民の要求にこたえる大衆的な教育機関として高等小学校が位置づいていたことを積極的に評価すべきであろう。その核として実業科が重要な役割を果たしていたと見るべきである。少なくとも、戦後の新制中学校の職業科に毎週4時間を配当したことに対する批判は、その内容に関してはなされていても、設定されたこと自体にはさほどなかったと思われる。戦後しばらくは卒業生の大半が職業生活につくという社会的経済的状況であったから、社会に出ていくものに対して必要と思われる知識や技能を教授することは当然ととらえられたと考えられる。ましてや工業化もすすんでいない明治末期において、職業教育に毎週6時間を当てたことは尋常小学校につづく教育の一つの方向を模索したものと、重要な意味を持ち、本稿で検討してきたようにかなりの程度成功したと考えることができる。

結論を述べるならば、高等小学校において実業科を重視したことは尋常小学校につづく大衆的教育機関のあり方として適切であったと考えられ、1911(M44)年の小学校令の改正はその方向を確立する端緒として重要な意味を持ったと評価できる。

さて、職業に関する教育を高等小学校（新制中学校を含めてだが）で行う価値があるとするならば、どのような内容が価値があるか検討されなければならない。一般に、職業教育は職業につくための準備ととらえられている。そのことから、早い時期に子どもの可能性を閉じてしまうような職業教育を行うべきでないとされている。筆者もそのような考えに立っている。だが、そのことは、早い時期に行うすべての職業に関する教育を否定しているのではない。職業に関する教育がすべて狭い職業生活に縛りつけるわけではないからである。むしろ、職業に関する知識や技能を持たないことの方が、職業を選択する幅を狭める場合も少なからず

ある。職業に関する教育の内容こそが問題なのである。ところで、社会的経済的状況によって、職業に関する教育の内容や幅は異なる。新制中学校発足時と現在ではまったく異なり、現在の中学校ではかつて必要と考えられた職業に関する知識や技能の中で必要とされなくなったものが多いであろう。一方、時代の変化がありながら、ある段階までは国民的な基礎的教養を身につけるべきであるという共通した理解もあると思われる。つまり、本稿で取り上げている高等小学校、中学校といった時期は普通教育を行う場として理解されてきたと考えられる。その場で職業に関する教育を行うと考えるからこそ、議論ともなるといえる。そこで、普通教育における職業教育が検討の対象となるわけである。このような視点をもって、大正期を中心に高等小学校の実業科を検討してきたのであるが、手工科は職業教育として成り立つための社会的経済的條件が成熟していなかったため、普通教育における職業教育の内容や方法を考える上では適切な科目ではないと判断できた。一方、農業科は農業を中心とした社会の中で、農業に関する基礎的な知識と技能を教授するものとして内容が確立されてきたと考えられる。学科と実習を相互に関連をもたせながら教科内容を構成しようとしてきたこと、知識や理論を実験や実習で確認しようとしていたこと、などは伝統的な経験に根ざした農業の枠の中に子どもたちを閉じ込めようとしたのではなく、初歩的な段階ではあるが農業の知識と理論を背景として、新しい農業を展望するものを与えようとしたと考えられる。少なくとも、昭和年代に労作教育や勤労愛好の精神の涵養がことさら強調される以前においては農業科はこのような性格のものであったってよいであろう。普通教育における職業教育の一つの典型として大正期の農業科を位置づけてよいのではないだろうか。

普通教育における職業教育のあり方を模索する一つの手だてとして、高等小学校の実業科を検討してきた。その一つの姿を見ることができたと考えているが、要は、現代の普通教育における職業教育をつくりあげることである。それとの関連を検討する余裕がなかった。工業科が文字どおりの工業科として成り立つ時点で、その内容方法を農業科と比較検討することにより、この課題にせまることができるのではないかと考える。今後の課題である。

## 〔注〕

- 1) 『明治以降教育制度発達史』第三巻 p.151
- 2) 例えば、野口援太郎『高等小学校の研究』1926.

- 11) 三羽光彦「大正期における高等小学校の制度史的検討」『教育行政研究』第2号 名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室 1979.8 など
- 3) 原正敏『科学技術史体系』9, 10巻の手工教育史, 永島利明「普通学校労働教育史」1~7 『茨城大学教育学部紀要』, 川村 「高等小学校の技術教育」『東北大学教育学部紀要』など
- 4) 『大日本教育会雑誌』第12号 1884.10 p. 48 に「小学科中ニ農工商業ヲ加フル景況」が掲載されている。それによると, 小学科で1府18県が教則に実業科のいずれかを取り入れて実施しているとしている。学校数や具体的内容についてはふれていない。拙稿「導入期手工科に関する一考察」『名古屋大学教育学部紀要-教育学科-』第33巻 1986 p. 283 で若干検討した。
- 5) 『公文類聚』第27編 巻14 学事門 国立公文書館所蔵
- 6) 『小学校教師用手工教科書』甲 凡例に「毎週二時間づつ教授するものとして編纂」とある。p. 6
- 7) 東京高等師範学校, 東京文理科大学『創立六十年』p. 258
- 8) 『文部省告示第9号』1892.9.19 で「作文手工唱歌裁縫及体操科ニ係ル図書ヲ採定セサルニ依リ教師用ノモノミ之ヲ検定ス」とされた。
- 9) 『農業教育』第28号 1903.10 p. 29
- 10) 『小学校教師用手工教科書』甲 pp. 4, 5
- 11) 『小学校教師用農業教科書』第一巻 pp. 2, 3
- 12) 例えば, 石川県の実践が典型的である。拙稿「導入期手工科に関する一考察」『名古屋大学教育学部紀要-教育学科-』第33号 1986
- 13) 『農業教育』第16号 pp. 29-31 1902.9
- 14) 文部省普通学務局『全国小学校加設科目に関する調査』富山県 概況 p. 433 1917.3
- 15) 倉持理平「新令小学校農業科教授細目」『農業教育』第83号 1908.5
- 16) 「鹿兒島県農業教員講習会」『農業教育』第28号 p. 30 1903.10
- 17) 「大分県直入郡久住高等小学校実業思想養成法案付同校実習成績」『農業教育』第69号 pp. 27-37 1907.3
- 18) 沢村 真「小学校農業科廃止説を評す」『農業教育』第15号 p. 2 1902.7, 横井時敬『小学農業教授書』にも同主旨あり
- 19) 矢田鶴之助「高等小学校に於ける農業科を論ず」『農業教育』第22号 p. 16 1903.3
- 20) 「小学校農業科に対する文相の訓示」『農業教育』第108号 p. 63 1910.621) 『農業教育』第77号p. 10 1907.11
- 22) 「小学校の農業実習地」『農業教育』第116号 p. 68 1911.2
- 23) 『公文類聚』第35編 巻17 学事門 小学校14 国立公文書館蔵
- 24) 原正敏「普通教育における技術教育」『科学技術史大系』第9巻 p. 305
- 25) 永島利明「日露戦争期における手工と農業問題」『茨城大学教育学部紀要』第27号1978 p. 147
- 26) 永島利明「戊申詔書影響期の技術教育」『茨城大学教育学部紀要』第28号1979 p. 101
- 27) この問題に若干触れているものもある。永島利明は富山県師範学校の高木武一郎の文を引用しているが, それは富山県の事例だけからの類推である。前掲書26)p. 99。川村□は岡山秀吉の東京市の高等小学校18校中女子はすべて手工を課しているが, 男子は一校のみであるという報告を紹介している。しかし, 川村自身はそのことについて問題にしていない。「高等小学校における技術教育」『研究集録』No.4 p. 29
- 28) 『農業教育』No.106 明治43年4月 p.74 調査項目は, ・実業科目を加設する学校数 ・担任教員 ・教授法 ・実習地を有する学校数と実習の方法 ・教員講習
- 29) 文部省普通学務局『全国小学校加設科目に関する調査』1917年3月28日発行
- 30) 「大阪市手工教育状態調査」『手工研究』第40輯 1918年
- 31) 前掲書29) p.178
- 32) 前掲書29) p. 399
- 33) 前掲書29) p. 261
- 34) 前掲書29) p. 644
- 35) 「手工科発展より見たる小学校令改正評」『手工研究』第44輯 1919.5
- 36) 「小学校の手工科に関する規定の改正に就きて名家の意見」『手工研究』第12輯 1912.4
- 37) 手工研究会会長岡山秀吉, 全国図画手工教員協議会会長佐々木吉三郎「小学校手工科法令の改正に関する建議改正の要点・本案提出の理由」『手工研究』第20輯 p. 9 1914.12
- 38) 東京高等師範付属小学校図画手工研究部「将来の図画科及手工科教科書」『手工研究』第23輯 1915.5
- 39) 山中隆三「小学校に於る実習教授の研究」『農業教育』第146号 pp. 43-46 1913.8

- 40) 同上 『農業教育』第145号 p. 53 1913. 7
- 41) 「小学校に於ける農業実習地をして最有効ならしむる方法」『農業教育』第156号 pp. 15, 16 1914. 5
- 42) 横井時敬「農業実習は実験的趣味的なるべからず」『農業教育』第167号 pp. 2-3 1915. 4
- 43) 文部省普通学務局『小学校教授要目案 手工 農業 工業 商業 裁縫』pp. 92 1927. 5
- 44) 東京高等師範学校附属小学校内初等教育研究会編纂『高等小学校図画手工工業教授細目』pp. 2-5 1930. 9
- 45) 岡山秀吉「高等小学校の手工科と工業科」『手工研究』第72号 p. 5 1926. 6
- 46) 岡山秀吉「新令に依る高等小学校の手工科及び工業科の教材配当」『手工研究』第74号 pp. 6-10 1926. 8
- 47) 阿部孫作「改正令に依る工業科・手工科実施案」『手工研究』第77号 pp. 23-27 1926. 10
- 48) 工政会関西支部が作成した実施案は機械学や電気学の基礎を学科で教え、機械、電気に関する実習を示している。『科学史体系』第10巻pp. 70-71.
- 49) 「小学校の手工科に関する規定の改正に就きて名家の意見」『手工研究』第12輯 pp. 4-5 1912. 4
- 50) 横井時敬『小学農業教授法』p. 63 1912. 8
- 51) 成田軍平, 奥井平七『小学校農業教授の実際』1916. 6 においても普通教育であることを強調している。
- 52) 阿部重孝「学制改革の目標に就いて」(S9. 9. 23) 『阿部重孝著作集』第六巻 p. 296
- 53) 阿部重孝「教育内容の再吟味」『阿部重孝著作集』第三巻 pp. 41, 42 本文に「然るに二十三年の改正小学校令に於ては、時間配当に如何なる方針をとったかを知ることができない。而して之を再び明らかにし得るのは、三十三年の小学校令施行規則の別表第四号、第七号が掲載されているが、これは、1903年3月31日文部省令第十一号による小学校令施行規則中の改正によるものである
- 54) 佐藤秀夫「小学校の編成」『日本教育百年史』4 第五編第一章 p. 937
- 55) 川村□「手工教育の多様化」『技術教育の歴史と展望』p. 38
- 56) 阿部重孝「義務教育年限延長の問題」(S12. 2. 5) 『阿部重孝著作集』第六巻 p. 31
- 57) 同上 (S11. 7. 5) p. 28



## A Study on the Vocational Education in Upper Elementary School

Kazuki MORISHITA\*

In 1886, the vocational courses (agriculture, commerce, manual training) were established as the additional subjects at the upper elementary school (Koto Shogakko). In the 1890s' the vocational courses did not spread, and percentage of the upper elementary schools which added them did not exceed 20%. In 1903 the vocational courses changed required subjects at 3, 4 grade of the upper elementary school. The standard number of school hours allotted to the vocational courses was 3 hours in a week. In 1908 the course of the ordinary elementary school was extended from four to six years. The vocational courses were required subjects at the upper elementary school, but the standard number of school hours allotted to them decreased to 2 hours.

In 1911 the standard number of school hours allotted to vocational courses increased to 6 hours in a week. From that time, more than 80% of the upper elementary schools added the agriculture course. In the agriculture course 2 or 3 hours in a week were theoretical lessons, and other hours were practices in the school farm. Children learned theory at another time when they learned practice. But in the manual training course children learned theory with practice. In a word theory was taught systematically in agriculture course.

The purpose of this study is to examine the process of the formation of the vocational courses in the upper elementary school.

The study presents the following as conclusion. After the revision of Shogakko Rei (The Elementary School Ordinance) in 1911 the substantial vocational education in the upper elementary school was realized in the agriculture course.

The contents of this paper are as follows:

1. Introduction
2. Establishment of the vocational courses as the additional subjects
3. The revision of Shougakkou Rei in 1911 and the actual facts about the vocational courses from that time
  - (1) An investigation of the statistics in the Annual Report of the Ministry of Education
  - (2) The contents of the vocational courses after the revision of Shogakko Rei in 1911
    - a. Manual training course
    - b. Agriculture course
      - < School farms >
4. The actual facts about the vocational courses in the 1920s and 1930s
5. The manual training course and the industrial course
6. The vocational education in the upper elementary school

---

\*Associate Professor, School of Education, Nagoya University.